

## 生活支援体制整備事業における新規事業等について

厚生労働省 老健局  
認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室

# 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）  
（地域支援事業）  
第百十五条の四十五（略）
- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**
- 五 **被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

## （1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）</li> <li>○サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成</li> <li>○元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体を含む関係者間の情報共有</li> <li>○サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など</li> </ul>

## （2）協議体の設置 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体	地域運営組織	NPO法人	社協・社会福祉法人	協同組合	民間企業	保険外サービス等の実施者	等
-----------	--------	-------	-----------	------	------	--------------	---

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
  - 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
  - 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）
- ※ 指定都市の場合は行政区の数  
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数
- ★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

# 包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

令和7年度当初予算 1,800億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

## 1 事業の目的

### ① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

### ② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。  
※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
  - ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
  - ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
  - ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



### ② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

## 3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】（拡充分）

①8,000千円  
（地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）

②300千円

# 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業（R7新規）

## 1 実施要綱（案）

独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。

このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。

### （ア）実施内容

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取組みが想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の実情に応じて多様な取組みを実施することが可能である。

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ・ 社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。
- ・ 地域包括支援センターや地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

### （イ）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置方法

個別の対応にあたって地域包括支援センターとの連携が重要であることから、原則として地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うこととする。

ただし、情報共有から課題への対応を含めて地域包括支援センターと密接な連携を行うことができると市町村が判断する場合には、地域包括支援センター以外の場所に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能である。

### （ウ）留意事項

密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは問わないこととし、例えば市町村直営の地域包括支援センターに委託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。

また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。

# 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業（R7新規）

## 2 交付要綱（案）

（交付額の算定方法）

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア～ウ（略）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
包括的支援事業（社会保障充実分）	<p>8,000 千円</p> <p>※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合には4,000千円とする。</p> <p>また、指定都市の場合並びに一部事務組合及び広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。</p> <p>a 指定都市（重層的支援体制整備事業を実施していない場合） 以下(a)から(b)の合計額 (a)8,000千円 × 本事業を実施する行政区の数（地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合（以下「センターでの実施」という）に限る） (b)4,000千円 × 本事業を実施する行政区の数（センターでの実施を除く）</p> <p>b 指定都市（重層的支援体制整備事業を実施している場合） 4,000千円 × 本事業を実施する行政区の数</p> <p>c 一部事務組合及び広域連合 以下の(a)から(b)の合計額 (a)8,000千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（重層的支援体制整備事業として実施する場合を除き、センターでの実施に限る） (b)4,000千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（(a)の算定対象となる構成市町村を除く）</p>	(略)	(略)

（補足1） 本事業を実施した場合には、既存の生活支援体制整備事業の標準額に加えて、1市町村あたり8,000千円（本事業を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）を標準額に上乗せすることを可能とする予定。

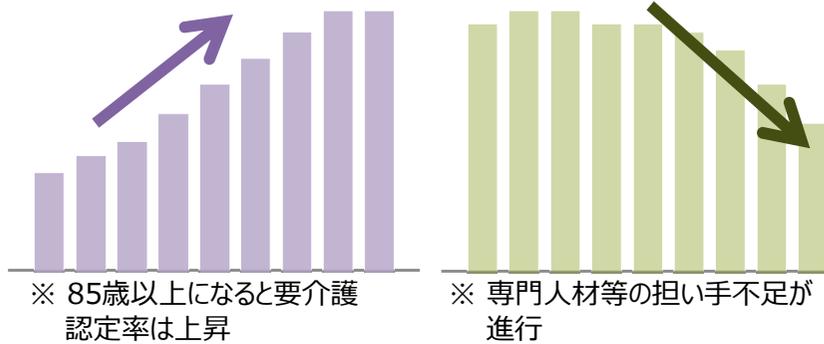
（補足2） 重層的支援体制整備事業実施自治体においては、重層的支援体制整備事業の実施にあたって属性を問わない相談支援と地域づくり支援を含めた5事業を一体的に行うこととされていることから、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定されるが、各市町村が別途本事業を実施する必要があると判断する場合には実施を可能とする予定であり、その場合の上乗せされる標準額は4,000千円とする予定。

## 総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるように支援するための体制を構築する。

### 85歳以上人口の増加

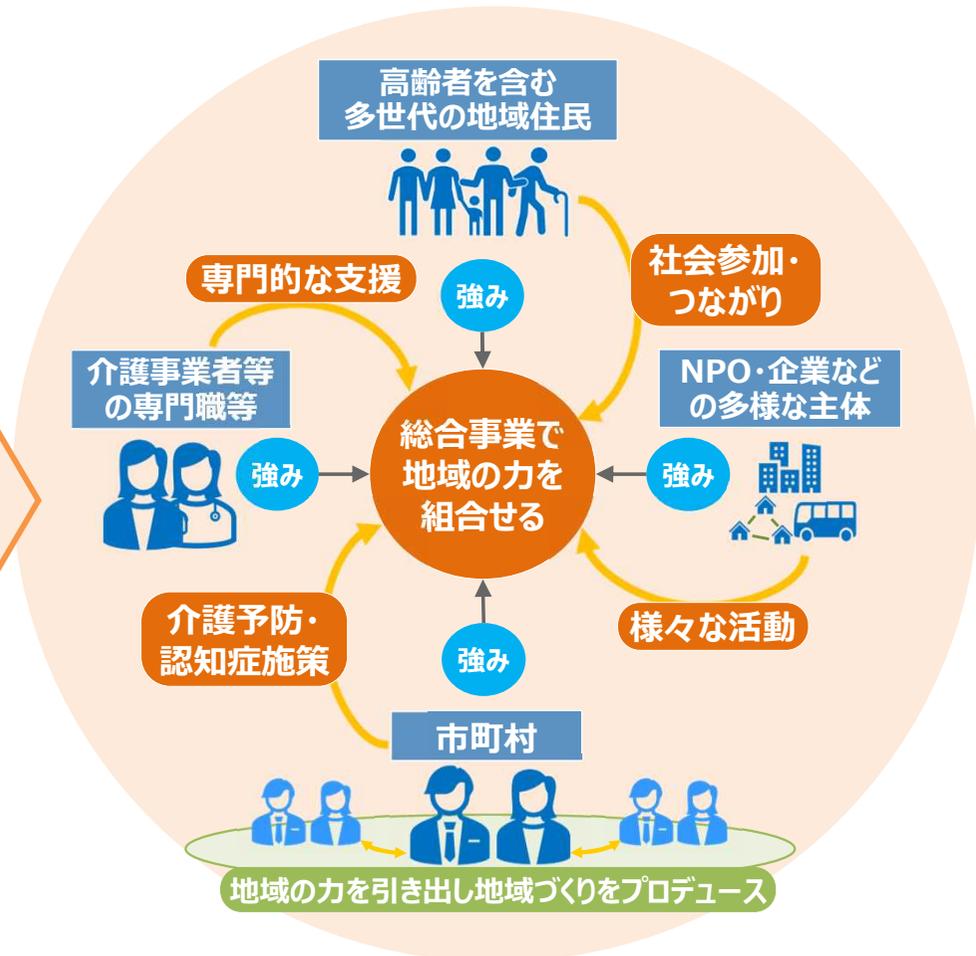
### 現役世代の減少



### 地域共生社会の実現



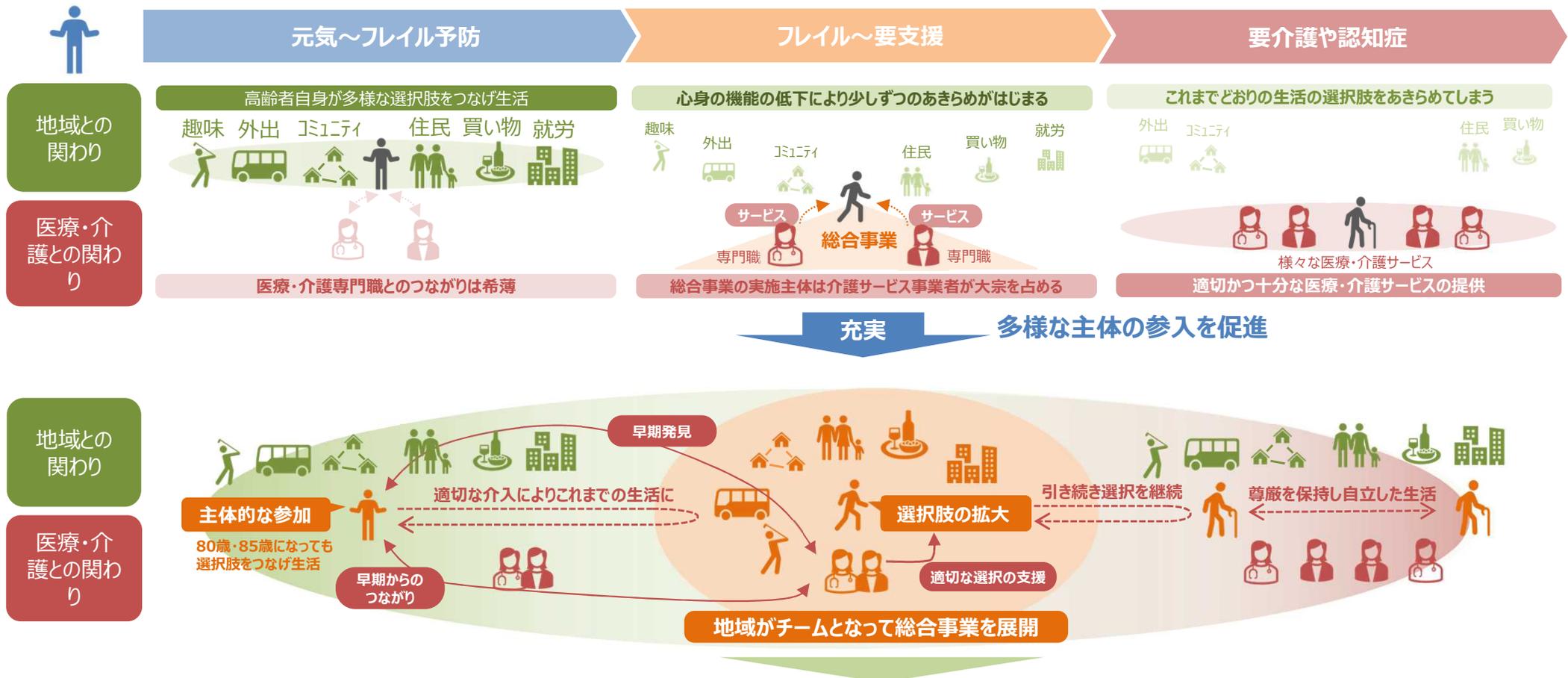
地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



# 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

## 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

# 生活支援体制整備事業に係る令和6年度要綱改正

- 生活支援コーディネーター等について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、業務が総合事業にとどまらないこと、地域住民や多様な主体の関心事の尊重、市町村の責務、地域の産業や民間企業等を含む多様な主体との共創、多世代交流の視点などについて再定義。

## 実施要綱別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）【改正箇所抜粋】

### (1) 目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。

### (3) イ(ア) SCの業務の目的

なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、aに掲げる資源開発においては、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、**それらの連携・共創を推進する役割を担うもの**である。したがって、市町村及び地域包括支援センターは、適切に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。

また、コーディネート業務の実施に当たっては、高齢者が、**単に地域の生活支援・介護予防サービスを受取るだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。**

### (3) イ(イ) SCの業務の内容

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、**地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、次のaからeまでに掲げるコーディネート業務を実施する。**

### (3) オ 就労的活動支援コーディネーター

高齢者の就労的活動の充実には、当該活動と地域の第1次産業や製造・流通・販売・サービス業等の民間企業等による活動との連携が期待されることから、こうした活動に知見のある者を配置することも効果的と考えられる。

### (3) カ 留意事項

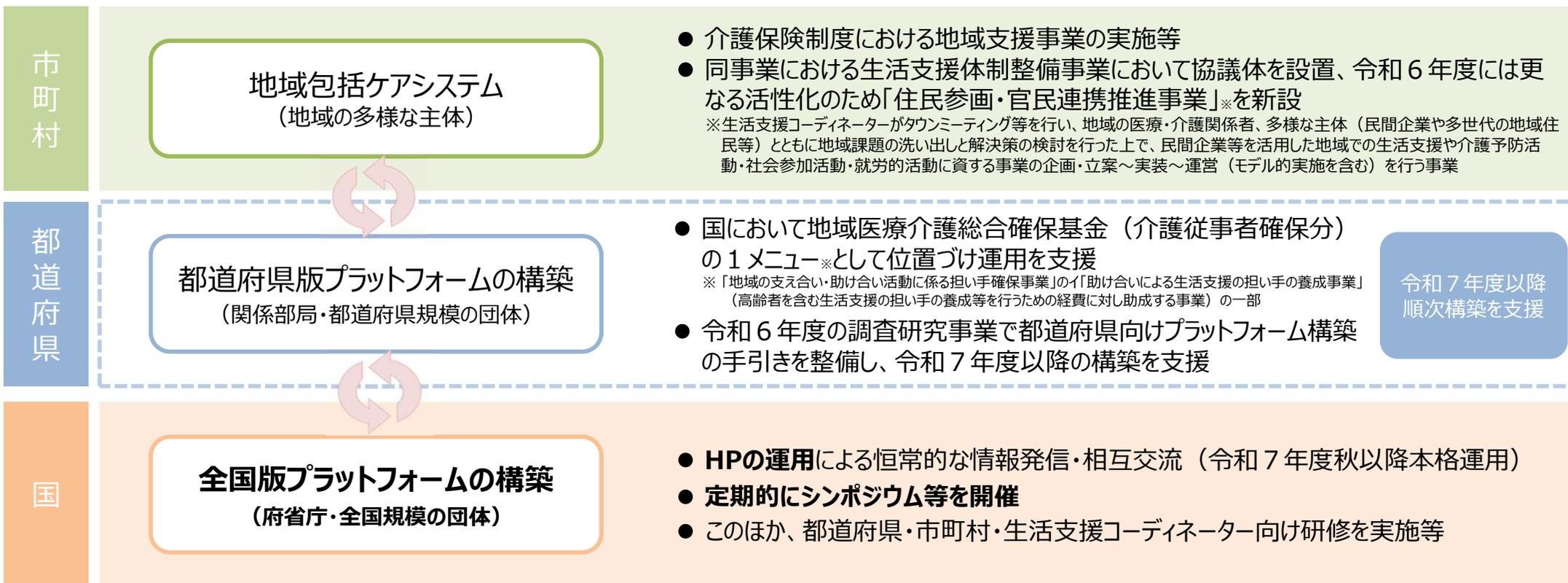
住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。

したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場など、高齢者の支援のみならず、**その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるもの**である。

本事業については、市町村が中心となって生活支援・介護予防サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、**実施方針を明確化するとともに、短期的及び中長期的な目標を定め、必要に応じて事業の評価や効果測定を実施すること。**

# 生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



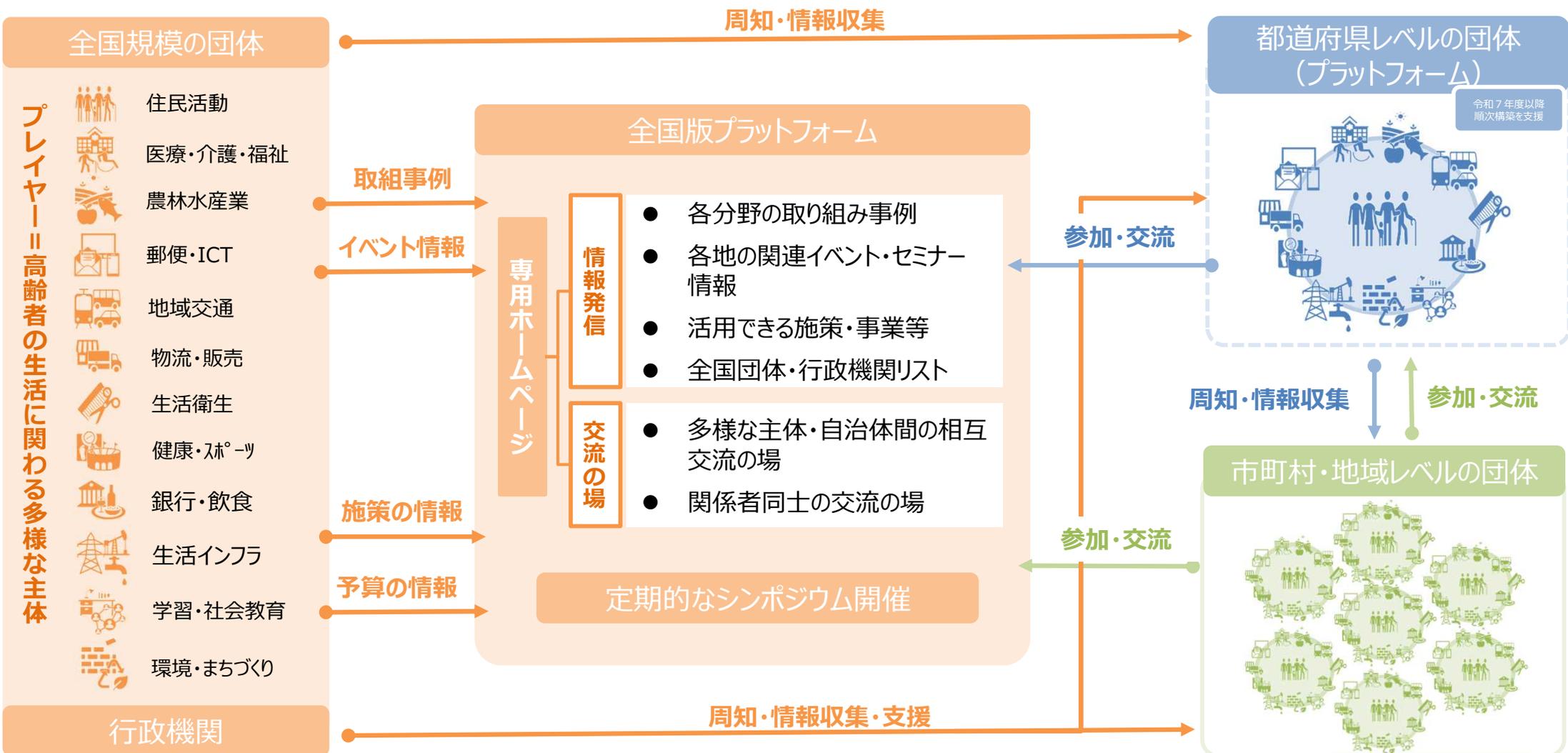
## 地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流  
 スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全



# 全国版プラットフォーム（イメージ）

- 全国版プラットフォームは、多様な分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤として位置づける。
- 具体的には、専用ホームページやシンポジウムでの情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につながることを目指す。



# 第1回オンラインシンポジウムと今後のスケジュール

- 国に置くプラットフォームのイメージを提示するとともに、官・民と住民による地域づくりの実践事例について周知し、令和7年度以降の取組を進めることの契機とする。
- 今回は、医療・介護のみならず他分野の領域で地域づくりに関わるより多くの関係者がこの取り組みを知る契機となるよう、オンラインアーカイブによる国のPFの第1弾のコンテンツとして開催し長期間視聴可能なものとする。次回シンポジウムは令和7年度（秋頃を目途）のHP本格運用とあわせて行う。

公開中（R7.3収録）

R7.4～

R7.秋頃

## 第1回オンラインシンポジウム

### プラットフォームの構築について厚生労働省よりメッセージ

- プラットフォームの構築趣旨と今後の展開について

### 官・民・住民の共創による地域づくりの事例

多様な主体・行政による取組事例について地域づくりの専門家（東京都立大学 室田准教授）との対話形式で深掘り

- 兵庫ヤクルト販売株式会社
- 一般社団法人全国食支援活動協力会
- 東日本旅客鉄道株式会社・沿線まるごと株式会社
- 沖縄県地域包括ケア推進課

<シンポジウムの視聴はこちらから>

[https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501\\_000562.html](https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html)



ホームページの構築

都道府県PFの構築支援

PFのプレイヤー参加の呼びかけ

事例の収集・分析・公表

伴走的な支援

関係団体・行政機関より  
地域の関係者に視聴よびかけ

ホームページの本格運用の開始

第2回シンポジウムの開催

# 専用HPのコンテンツイメージ（案）（令和7年秋頃から本格運用）

- 地域で活動をはじめようとする住民・市町村等が、その取り組みを進めるために有効と考えられる基本的な施策・予算・関連する領域に関わる団体等を知ることに加え、取組の加速化のためのヒントとなるような具体的な取組事例に触れるとともに、双方向のコミュニケーションを可能とする。第1弾コンテンツとしてオンラインシンポジウムの動画を掲載し、以降、順次拡張。



## プラットフォームの趣旨に賛同いただいた 全国規模の団体・行政機関のリスト

※希望により団体HPへのリンクを掲載

## 具体的な地域での取組事例

- ※随時、団体等からの登録に応じて更新
- ※検索ワードや地域による検索を可能とする
- ※必要に応じて動画コンテンツとしても掲載



## 各省庁の関連施策・予算情報

- ※随時、行政機関からの登録に応じて更新
- ※都道府県のPF構築マニュアルや各省庁が開発する地域づくりに役立つ支援ツールなども含む

## 関連リンク



## 交流掲示板

- ※分野を超えた交流・分野ごとの交流（同じ悩みを抱える地域レベルの関係者同士など）・自由な情報発信や双方向の対話を行うことのできる「場」づくりなど

## 関連するイベント等の開催情報

- ※随時、団体等からの登録に応じて更新



# 高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など**多様な主体との関わり**の中で成立するもの。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県に**高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）**の構築を行い、多様な主体の参画・連携の機会を作ることが重要。
- 本手引きでは、都道府県レベルでの連携促進のため、**都道府県プラットフォームの構築ステップや想定される支援内容**等について整理。



## こんな方向け

- ・市区町村における生活支援体制の整備のために都道府県からどんな支援ができるか知りたい！
  - ・都道府県プラットフォームの構築のための道筋が知りたい！
  - ・都道府県プラットフォーム構築のために具体的に何をしたら良いか知りたい！
- ⇒ **都道府県の担当者を中心に、市町村担当者、地域の多様な主体のみならず参照いただきたい内容を簡潔に整理！！**

## POINT

### 都道府県プラットフォームで備えるのが望ましい代表的な情報や機能の整理

### プラットフォームで扱う情報や機能の説明、関連する事例を掲載

都道府県PFの主な情報・機能	多様な主体との連携の必要性を高める	多様な主体との連携を促進する	多様な主体の参画を促す	多様な主体の参画を促す	多様な主体との連携を促進する
自治体職員・SC等向け研修 P11	●	○	○	○	○
多様な主体の取り組み事例集 P12	○	○	○	○	○
多様な主体リスト P13	○	○	○	○	○
多様な主体との事業立ち上げガイドブック P14	○	○	○	○	○
市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す支援 P15	○	○	○	○	○
市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催 P16	○	○	○	○	○

市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催	主な提供価値
都道府県PFにおける主な提供価値	多様な主体の参画を促す
交流	多様な主体の参画を促す
ガバナンス	多様な主体の参画を促す
事例	多様な主体の参画を促す

## 手引きの内容

### プラットフォームって何？ どうして必要なの？

#### 第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

1. 地域共生社会を目指した多様な主体との連携
2. 都道府県プラットフォームの位置づけ
3. 都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
4. 都道府県プラットフォームの全体像

### プラットフォームって、どうやって作ればいいのか？

#### 第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

1. 都道府県プラットフォーム活用の事前準備
2. 都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
3. 都道府県プラットフォームの発展

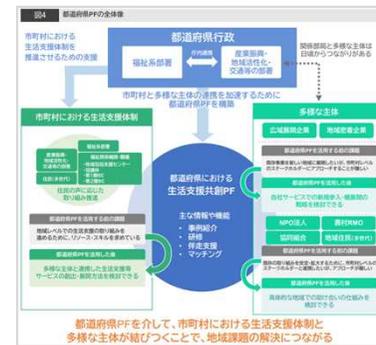
### 具体的には何が必要なの？

#### 第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

1. 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
  - ・自治体職員・SC等向け研修
  - ・多様な主体の取り組み事例集
  - ・多様な主体リスト
  - ・多様な主体との事業立ち上げガイドブック
  - ・市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
  - ・市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

## POINT

### プラットフォームの位置づけ・全体像を整理



## POINT

### プラットフォーム構築の進め方と必要な取組を整理

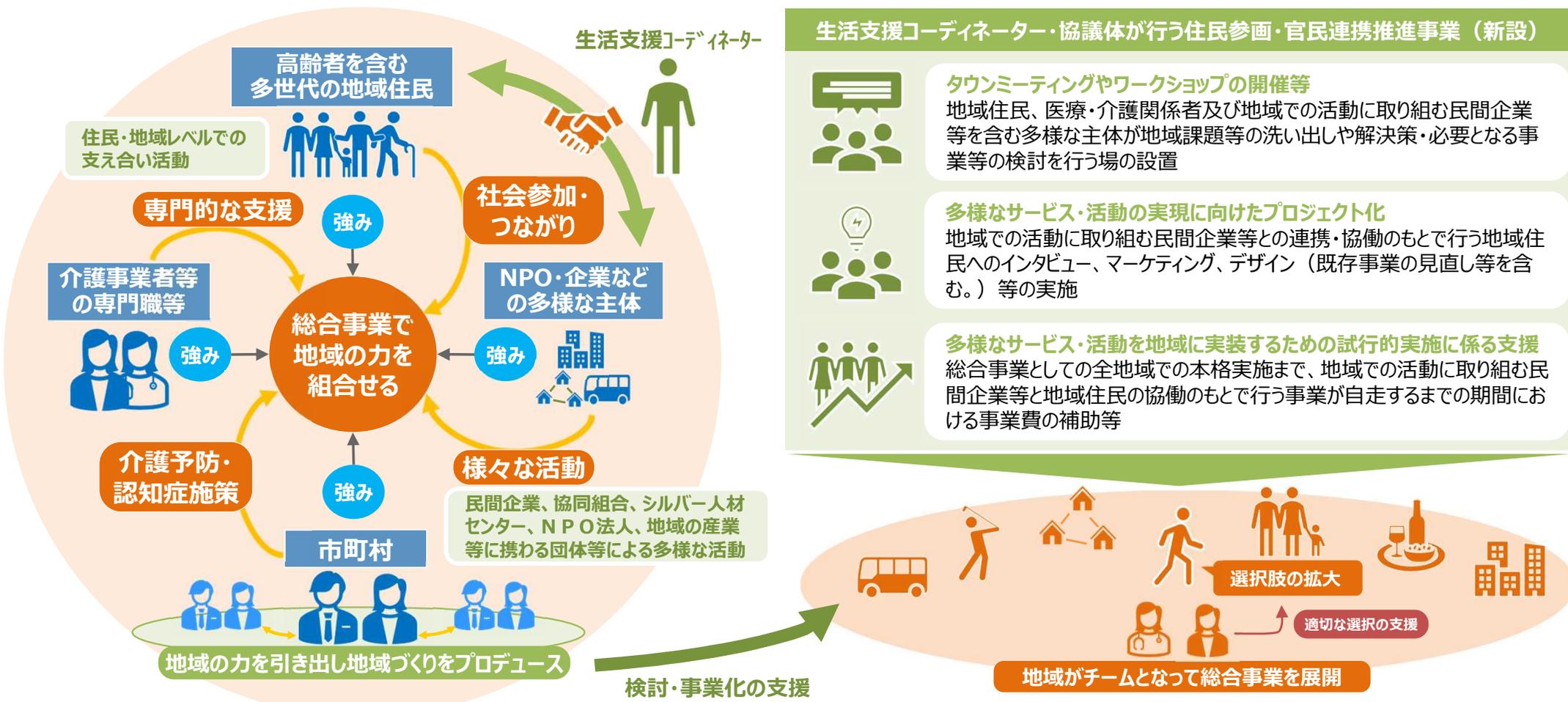


# 生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

- 高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。
- このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
  - 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- + 住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数  
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

# 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための 多様な主体による総合事業（サービス・活動A等）実施の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、**市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせると**いう視点に立ち、**地域をデザインしていく**ことが必要。
- 地域のデザイン・総合事業の充実にあたっては、地域のつながりの中で、医療・介護の専門職が関わり合いながら、高齢者の日常と関わる**多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢」の拡大**という観点が重要。
- 本手引きでは、**多様な主体の参画により総合事業（サービス・活動A等）を実施する際のプロセスや類型の例等**を整理。



## こんな方向け

- ・ 総合事業（サービス・活動A）の本来の目的や意義を再確認したい！
  - ・ 総合事業の検討の進め方、多様な主体との関わり方を知りたい！
  - ・ 具体的な総合事業（サービス・活動A）のパターンや事例を知りたい！
- ※市町村の介護・福祉部局のご担当者様や地域の多様な主体のみならず、多様な主体による総合事業（主にサービス・活動A）の実施を検討する際に活用することを想定



## 総合事業（サービス・活動A）の活用パターンを類型化

モデル分類	日常生活の支援サービス	専門職介入サービス
No. ①-1	①-1 市場拡大のためにサービス・活動A実施	② 専門職介入サービスでのサービス・活動A実施
モデルの特徴	・市場拡大、利用者獲得のために、サービス・活動Aを実施 ・一般の利用者は自費サービスに参入し、新規利用者となる	・一般介護予防事業の後のサービスとして、サービス・活動Aを実施 ・専門職の関与により効果を生み出す
自治体・利用者のメリット	様々な生活支援のサービスの中から、自由に必要なサービスを選択することができる	一般介護予防事業から、切れ目なく介護予防サービスを受け利用することができる
事例イメージ	通所型（既存施設活用）の運動、買い物、移動支援サービス	通所型（新規事業立ち上げ）の運動、買い物、移動支援サービス
画面上イメージ	①-1	②

## 各モデルの詳細説明と関連する事例の整理

4 モデル①-3 日常生活の支援サービス 新規事業立ち上げのためにサービス・活動A実施

事業モデルイメージ

サービス・活動A実施前 | サービス・活動A実施中 | サービス・活動A実施後

事例

合同会社MOREGROUP（シニア専門ジムandMORE）

事業概要

活動のポイント

・ 総合事業の参画により、総合事業の参画サービスと併せて生活支援サービス（自費型）にサービス・活動Aを実施  
・ 自費型サービスと併せて、サービス・活動Aの活用を促進  
・ 収入増大によるサービス・活動Aの活用を促進  
・ 収入増大によるサービス・活動Aの活用を促進

## 手引きの内容

なぜ多様な主体の参画が必要なの？  
それによってどんな効果があるの？

### 第1章 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大

1. 総合事業の充実にに向けた基本的な考え方
2. 多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

多様な主体によるサービス・活動を構築するためには、  
何からはじめたらいいの？

### 第2章 総合事業（サービス・活動A等）の実施プロセス

1. 総合事業（サービス・活動A等）の実施・検討プロセス

具体的には、どんなサービスが考えられるの？

### 第3章 総合事業（サービス・活動A）の事例の類型化と紹介

1. 総合事業（サービス・活動A）の活用の類型化 まとめ
2. モデル①-1 日常生活の支援サービス  
～市場拡大のためにサービス・活動A実施～
3. モデル①-2 日常生活の支援  
～地域活性化のためにサービス・活動A実施～
4. モデル①-3 日常生活の支援サービス  
～新規事業立ち上げのためにサービス・活動A実施～
5. モデル② 専門職介入サービス  
～専門職介入サービスでのサービス・活動A実施～



## 多様な主体の参画による効果について記載

### 2 多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

- ・ 現在、総合事業は介護サービス事業者等の専門職が主として実施していることが多いものの、高齢者の日常生活に密着した多様な主体の参画が拡大し、選択肢が拡大することで、医療・介護専門職が、専門性を発揮しつつ、業務の推進することが期待されます。
- ・ また、個々のアパレルや住居向けに選択肢が増えるという課題だけでなく、地域全体のマネジメントの観点でサービス（コミュニティ）の活用を促進し、多様な主体の参画を促進することで、地域の活性化や高齢者の生活の質の向上に寄与することが期待されます。
- ・ さらに、地域の多様な主体が、総合事業を通して介護保険制度による財政・選択肢の確保を行うことで、住民活動と選択肢の確保を両立しながら、地域の活性化や、高齢者自身がサービス・活動Aに関与できるようになることが期待されます。

### 多様な主体の参画による効果

- 1 高齢者が元気づかう、積極的な活動や社会参加活動、有難げや感謝、精神的活動などの様々な効果を通じて、総合事業と高齢者の関わりが深まり、介護サービスの参画が拡大し、地域全体のマネジメントの観点で効果が見えつつある。
- 2 参画したことで、支援が広がる前の高齢者の生活スタイルをそのままに、地域で暮らすための活動サービスの実現が拡大する。
- 3 総合事業が地域に根づくことで、介護が必要となっても、地域との関わりの中で、暮らしを維持しながら自立した日常生活を送ることができる地域づくりの実現につながる。



## 総合事業（サービス・活動A等）実施までの検討プロセスを整理

